

参議院財政金融委員会會議録第六号

令和二年三月二十四日(火曜日)
午後一時四十五分開会

委員の異動

三月二十三日

辞任

高橋はるみ君

三月二十四日

辞任

林 芳正君

補欠選任

宮沢 洋一君

補欠選任

高橋はるみ君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

中西 祐介君

有村 治子君

中西 健治君

藤末 健三君

那谷屋正義君

熊野 正士君

委員

大家 敏志君

高橋はるみ君

長峯 誠君

西田 昌司君

林 芳正君

藤川 政人君

宮沢 洋一君

宮島 喜文君

大塚 耕平君

勝部 賢志君

川合 孝典君

熊谷 裕人君

古賀 之士君

杉 久武君

音喜多 駿君

国務大臣

内閣総理大臣

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(金融))

副大臣

財務副大臣

大臣政務官

総務大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣府大臣官房総括審議官

内閣府大臣官房審議官

金融庁監督局長

法務省大臣官房審議官

財務省大臣官房長

財務省主税局長

財務省理財局長

国税庁次長

文部科学省大臣官房審議官

官房労働省大臣官房年金管理審議官

厚生労働省大臣官房審議官

厚生労働省大臣官房審議官

小池 晃君

大門実紀史君

浜田 聡君

渡辺 喜美君

安倍 晋三君

麻生 太郎君

藤川 政人君

齋藤 洋明君

前山 秀夫君

大西 証史君

渡邊 清君

黒田 岳士君

栗田 照久君

保坂 和人君

茶谷 栄治君

矢野 康治君

可部 哲生君

田島 淳志君

蝦名 喜之君

日原 知己君

迫井 正深君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関税率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中西祐介君) ただいまから財政金融委員会を開会をいたします。

委員の異動について御報告をいたします。

昨日までに、高橋はるみ君が委員を辞任され、その補欠として宮沢洋一君が選任をされました。

○委員長(中西祐介君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

所得税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、財務省主税局長矢野康治君外十三名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中西祐介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西祐介君) 所得税法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大塚耕平君 立憲・国民 新緑風会・社民の大塚耕平です。

財務大臣にお伺いをいたしますが、昨晚、G 20

の電話会議があったということで、通告にはございませんけれども、その会議の模様と、どういうことが決まったのか、少し御説明をいただきたいと思っております。

○国務大臣(麻生太郎君) 昨晚になりますけれども、九時でしたか、新型コロナウイルス感染症の拡大が世界経済等と金融市場に与えるリスクに関して、取り得る対応策を議論するというのには必要なんじゃないのという話を大分前に申し上げ、G 7でやらせていただいた後、G 20でもということになって、もうちょっと早めと思ったんですが、残念ながら今私どもが議長でありませんので、サウジアラビアの議長で、ちょっと手間が掛かりましたけれども、中央銀行総裁会議の電話会談を行わせていただいております。

テレビ電話でやらせていただいたんですが、電波のいいところ、機械の良くないの、いろいろありますのでなかなか難しいんですけど、全部日本製買ったらといっている話がある話、話題でしたけれども、いずれにしても、私からは、G 20としてなすべきことは、少なくとも足下の話をきちんとやってもらおうと。中長期的な話より、まず足下。保健、経済等々の危機を乗り越えるためには、タイムリーにちゅうちよなく万全の対策を取っていくというこの決意を表明するというのが一番大事といった内容を話して、各国からおおむねその件に関しては賛成の同意をいただいたと思っております。

日本としては、引き続き、この話というのはこれどれぐらい続くかよく分かりませんが、いろいろな意味で関係国とも日本の経験等を参考にしてもらって、この感染拡大というものに対応していきたいというように思っております。

○大塚耕平君 可能な範囲でお答えいただきたいんですが、そのアメリカ、FRBが量的緩和を無

話でしたけれど、所得税が十九・五兆、法人税十二・一兆、消費税二十一・七兆で見積りをさせていただいている通称基幹三税のところなんです。私どもはこれらの見直しにおいてGDPの成長率そのものを使っていないのもう御存じのとおりなんです、私どもの政府見直しにおいてGDPの成長率というのは、いわゆる政府見直しにおきましては、いわゆる実質成長率が一・四％程度、名目成長率、GDP成長率では二・一％程度というのを見込んでいるものだと思いをいたしておりますけれども、今、これはコロナウイルス、そういうことが始まる前の話ですから、そういったものとはかなり大幅に下がって、それがどれぐらいというの、今の段階で申し上げる段階にはございません。

○大塚耕平君 もう四月になろうとしていますが、暦年ベースで見たら、恐らくこれ六月ぐらいまでで仮に影響が終わったとしても、ゼロ％というのはそんなに非現実的な数字ではないし、もうちょっと長引くとマイナス成長も視野に入ってくるということ、税収は明らかに今審議している本予算の見込みどおりに入ってこない確率が極めて高いので、これからコロナ対策で補正予算組まれると思うんですが、補正予算組まれるときには税収の減額補正なども含めた補正を組まれるということでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) コロナ対策というか、コロナによりますいろいろな不況等々、資金繰り対策等々、いろんなものをやらねばならぬと思っておりますけれども、それに当たりましての税源、財源をどうするかということについて、減額でやるか、何でやるかというのを今の段階で決めているわけではございません。

○大塚耕平君 今の段階では決めていないというのは理解できますので、補正をしかし出すときには、当初予算の税収が見込みどおりではないという部分も十分加味した上での調整がなされた補正予算を出していただくべきだと思いますので、そのように出しているという理解でよろしいです。

でしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今申し上げましたとおりですけれども、経済の影響が税収に与える影響というものは、これはもちろん、今の段階で予想屋みたいなことを申し上げるわけにもいきませんが、私も、現時点ではともかくとして、税収への影響も含めまして、これは経済自体がどうなっていくかというのがはっきりしないと、なかなかこれは、いいかげんなことを申し上げるわけにはいかないものだと考えておりますので、今、私どもとしては、経済運営に万全を期すと言うしか今の段階で申し上げる段階にはありませんけれども、いずれにしても、今言われたような趣旨を踏まえて対応していかねばならぬと思っております。

○大塚耕平君 この税収、大臣もお答えいただきましたけれど、もう一回私の方から申し上げておきますと、消費税が初めて基幹三税の中で最大税目となつて二十一・七兆円、所得税が十九・五兆円、そして法人税が十二・一兆円ということになります。

この国会の最初の代表質問のときに申し上げたんですけれども、これ、過去最高と言っておりますけれども、この消費税が当然一〇％という前提で組まれてますから、前回のあのバブルのときの税収のピークだった一九九〇年の水準と比べると、もう所得税で見ると、九〇年比、今年度は六・五兆円少ない十九・五兆円、法人税は六・三兆円少ない十二・一兆円と。本当に所得税と法人税がこんなに少ない状態で百兆円の予算を組んでいいんだらうかという中で今回のこの問題が起きてしまいました。

だから、元々税収構造的に問題がある予算なんです、ここを補正で今年度という運営をしていくんだという認識を内外にはっきり示しておかないと、後半になって財政に対する懸念からマーケットが荒れる可能性がありますので、是非きちり御対応いただきたいと思っております。

最後になりますが、森友のことは一言申し上げ

なくてはならないんですが、再調査する気がないということは何度も承っておりますが、やっぱり私は再調査するべきだと思いますし、それから、財務省職員の士気、これから入ってくる人たちを確保するという観点からいうと、ここをいいかげんな対応されると本当に組織が崩壊するのではないかとこのことを懸念をいたしております。

私は二〇〇〇年まで日銀におりましたが、九〇年代の大蔵、日銀の様々な問題の真つただ中で、その指弾をされた組織側の人間としていろんな思いがありますけれども、二点申し上げておきます。

やはり大臣として、これは総理も立場は一緒だと思えますが、財務省が大事な組織だと思えなければ、これは財務省職員の士気が下がらないような御対応をされるべきだというのが一点。それから、財務省職員の皆さんもこれ聞いておられると思いますけれども、元同僚、しかも相当生真面目な同僚であった赤木さんのあの手記を読んだ内閣から声が上がってこないような組織であれば、財務省は地に落ちたと言わざるを得ないという印象を持っております。是非、この委員会の中継、財務省で聞いておられる職員皆さんは、胸に手を当てて赤木さんの手記をもう一回読んでいただきたいということをお願いして、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○熊谷裕人君 立憲・国民、新緑風会・社民の熊谷裕人でございます。

ただいまの大塚先輩の最後の言葉を引き継いで、私も冒頭、麻生大臣に森友学園関係について幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

まず、大臣は、さきの予算委員会などで、故赤木氏の手記を読んだ上で、新たな事実が判明したことはないとして、再調査はしないと明言をしておられますが、この大臣の発言について国民は納得していると思われておりますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 近畿財務局の職員が亡くなりまして、これにつきまして、これはもうかれ

これ二年という歳月がたっておりますが、残された御遺族、また御家族の方々のことを考えますと言葉もありません。謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

当時から、私ども、御了解をいただければ、弔問に伺いたいということを申し上げておりましたけれども、なかなかうまくいきませんでした。過去数回弔問にも行かせていただきましたけれども、幹部が行かせていただいておりますけれども、この度、いわゆる原告と被告という立場になった等々いろんな、二年の歳月がなせるいろいろ難しいものがあるんだとは思いますが、私どももいたしましては、この二年間にわたりましていろいろ、先ほど大塚先生の話にありましたように、士気が落ちないようにいろんなことを考え、私どもはそれなりに努力をさせていただいたと思っております。

また、この問題に関します我々なりの調査、捜査当局も入っておりますが、検察も入っております。そういったものの資料、全部終えておりましたので、今回、新たに手記が出たというその内容を一読させていただきまして、今までも私どもの申し上げていたことと大いなるそこがあるというような感じは私どももいたしておりますので、そういう意味においては、改めてあの問題に関して捜査をいたすというように考えているわけではございません。

○熊谷裕人君 大臣のその御発言や総理の発言を受けて、赤木さんの御夫人が声明を出しております。その中に、特に、安倍首相と麻生大臣は調査される側で、再調査をしないと発言する立場にはないというコメントがあると私は承知しておりますが、それを大臣としてどのように感じておられるのか。

行政の不祥事があって、その不祥事を真摯に調査をして報告をしたというふうになっていきますが、私は、この故赤木さんの手記によって新たな事実というものが判明をしてくているのではない

の件についての質問を終わりにしたいと思いま

す。
続きましては、たばこ税について御質問させて

いただきますと思います。
たばこ税につきましても、やはり私も地方議員
の時代から、受動喫煙防止や歩きたばこ、またポ
イ捨て、こういったところの防止に取り組んでま
いりました。私もかつて喫煙者でした。二十歳か
ら二十五歳まで五年間たばこを吸っておりまし
て、たばこ税の納税者の側にもいたことがありま
す。今は禁煙をいたしまして、どちらかという
とたばこの煙は煙たいと思う立場になりました。

本年の一月二十三日に自治税務局から発出をさ
れました事務連絡で、令和二年度の地方税制改
正、地方税務行政の運営に当たつての留意事項の
中に屋外分煙施設等の促進についてという発出が
あるのは私も承知しております。

国税のたばこ税と地方税のたばこ税があります
が、この屋外分煙施設は地方議会ですとお願
いをしていただんですけど、地方では一般税にな
っておりませんので、なかなかそこにお金を回そう
という気にならないと思っております。一部目的
税にしてしっかりとその受動喫煙防止に取り組
むといったぐらいの縛りがなければ、なかなか地
方は取り組まないのではないかなというふう
に思っております。地方の重い腰を動かすのに総務省
としてどのような方策を今考えているのか、お聞
かせいただければと思っております。

○大臣政務官(斎藤洋明君) お答えを申し上げます。

地方のたばこ税収は約一兆円でございます。こ
の一兆円が地方公共団体の貴重な一般財源といた
しまして地域の実情に応じ各種の経費に充当され
ておりますことは、委員御指摘のとおりでござ
います。

このような状況におきまして、地方のたばこ税
の一部を目的税化することについてのお尋ねで
ございますが、地方の財政状況が厳しい中で地方公

共団体に御理解いただくことは困難であると思
ております。

しかしながら、地方のたばこ税の収入確保にも
つながりますことから、屋外分煙施設等の整備を
図ることも重要であることも事実であります。た
だいま委員が御指摘ありましたとおり、総務省か
ら地方公共団体に對しましては、この屋外分煙施
設等の整備を図るために、積極的に地方のたばこ
税の活用を検討いただきたいと思いますという旨の連絡は差
し上げていくところでございます。

総務省といたしましては、地方公共団体におか
れまして、この事務連絡の趣旨も踏まえていた
きまして屋外分煙施設等の整備を進めていただ
くことを期待しております。

○熊谷裕人君 御答弁ありがとうございます。

ただ、私も、先ほどかつて喫煙者だったとい
話をさせていただきまして、今本日に、お店
の中から喫煙者の皆さん締め出されている形
で、店の外でたばこを吸っているというよう
な光景をたくさん見受けられますけど、地方自治
体、それに、実は、エリアを決めて、たばこを
吸っちゃ駄目だというような条例を作つて、店
の外で吸えるのかと思つたら吸えないという
ような状況があります。

たばこ税、結構大きな財源だと思つてお
りまして、健康に害はありますけれど、害はあ
ると思つておりますが、嗜好品で、納税をして
いただいている今や高額納税者のたばこを吸
っている方の権利というところもしっかりと
しんしゃくしてあげなければいけないのでは
ないのかなというふうに思っております。もう
少し、総務省として、地方自治体を受動喫煙
防止のために、喫煙者も、それから非喫煙者
も両方がハッピーになれるような、もう少し
強めの指導というものがお願いできないか
なというふうに思っております。政務官の御決
意をもう一度聞かせていただければと思いま
す。

○委員長(中西祐介君) 時間が来ておりますの

で、簡潔にお答えください。
委員の問題意識も踏まえて、地方のたばこ税の収入確保という観
点から引き続き取り組んでまいりたいと思つて
おります。

○熊谷裕人君 ありがとうございます。
○音喜多駿君 日本維新の会の音喜多駿です。
私からは、まず喫煙の課題である自粛イベ
ントの補償についてお伺いをいたします。

おととい、K-1という人気の格闘技イベ
ントがさいたまスーパーアリーナで開催され
たことについて、政府関係者や埼玉県知事
からも遺憾の意思表示がされ、また、国民
の一部からも主催会社を批判する声があ
がっています。しかしながら、私は、このケ
ースは主催者だけを責めることは到底でき
ないと思っております。確かに、専門家議
議が示しているクラスター感

染の三条件に照らせば、先日の格闘技イベ
ントは、密閉空間で、六千五百人という大
人数が密集し、大歓声も起きていたとい
うことから、この三条件を満たすのであ
ると思っております。今後この大会から感
染者が急増する可能性もありません。

しかしながら、こうした事態を招いたのは、
ひとえに政府と立法府に責任があると言
わざるを得ません。イベントの主催者の方
々は、既に経済的リスクと社会的責任と
のはざまに立ち、究極の責任を迫られて
います。強制力がなく、かつ経済補償
のない自粛要請という曖昧なメッセージ
しか発していない現在の状況では、こ
うした事態になることは事前から大いに
予想されておりました。また、都道府
県知事にも、法的根拠がない中で強
権を発動しろということ、これはもう困
難だと思います。

お手元に一枚資料を配らせていただ
いていますが、イベント業界の方々からは
多くの署名と陳情がもう続々と届いて
います。生活に困窮するほど切迫して
いる方々もいらつしやいます。こ

ら、陳情を私も見させていただきま
して、一万五千筆以上の署名集めたにもか
かわらず、政府に提出しようとしたところ
、郵送で送れという非常に冷たい対応
だったと聞いています。こうした点にも
是非配慮をいただきたいと思つていま
す。

経済活動を止めることによる影響は計
り知れません。経済的困窮により自殺者
の増加も懸念されます。経済不況による
人命の損失は、現時点のコロナの影響を
はるかに上回るものになる可能性があ
ります。補償のない自粛要請は、政策と
して全く不十分であり、余りにも無責
任ではないでしょうか。個々の具体的
な補償スキームの構築には時間がか
かるかもしれませんが、とにかく自
粛をしたイベントに対しては経済補償を
するというのがメッセー

ジがあるだけでも、多くのイベント業
者の方は安堵され、自粛に踏み切つて
いただけたらと思つてお伺いをいた
します。

○国務大臣(麻生太郎君) この前も似た
ような質問をいたしましたね、たしか
ね。だから、答えは同じですよ、基本
的には。ただ、K-1がやられたとい
うのを、実態を見て、事情が違つて
いるからということをおっしゃるわけ
です。今、今回、私どもとしては、こ
の前も申し上げましたように、中小
の事業者等々においてこういったよう
な状況というものはもう前から言わ
れておりましたところでもありまし
たので、いわゆる特別貸付枠を創設
させていただいて、中でも売上げが急
減した事業者に対しては実質無利子
、無担保の融資を行うなど強力な資
金繰り支援を実施させていただいて
おりますし、雇用の問題も起きます
ので雇用調整助成金の特別措置を拡
大するなど、いろいろの全力で支援を
させていただいておるといふのが実
態でありまして、この前もこのとき
からこれは特に

るふりをして、実際は平気で相変わらず優越的地位の濫用を行っていたというのがある大手損保、トップですよ、これ、の問題でございませう。

資料をお配りいたしましたけれど、要するに、いろいろ書いていますが、何をしようとしたか。今の時点では、是正をいたしましたので名前はインシャルにしております。もう名指しはやめておきました、今の時点では改善することなんです。最大手の損保でございませう。

何をしようとしたかというのと、要するに、三月の末までに、契約している各代理店に対して、事務局員、事務員を含めて三人以上の体制にするか、あるいはもう代理店を廃業して大手の代理店の募集人になるか、あるいはこの大手損保の直営の代理店の使用人になるかと、この三つを突き付けたわけですね。その選択を迫ったわけでありませう。それをやらないと契約解除をする、つまり代理店によってはもう廃業せざるを得ないということなんです。しかも、資料の一番下の欄にありますが、金融庁から、これやらなければ金融庁から行政処分を受ける可能性がある、金融庁の名前を使って小規模の代理店を一掃しようと、一律切捨てようとしたわけでありませう。

まず、金融庁、確認しますが、こんな方針、金融庁出した覚えはありますか。○政府参考人(栗田照久君) お答え申し上げます。金融庁におきましては、保険契約者保護の観点から保険代理店に対して体制整備を求めているということではございませうけれども、ただし、その内容は代理店の規模とか特性に応じて行われるべきものでありまして、一律の要件を定めるものではないというふうに考えております。

損害保険会社が代理店とどのような関係を構築するかにつきましては、これは経営判断の問題ではございませうけれども、代理店の統廃合を行うような場合には、代理店とよく話をし、より丁寧な対応が必要であるというふうにご覧になって

す。

○大門実紀史君 ありがとうございませう。二月の初めに私の部屋に、まあS損保としておきますけれど、の方来てもらって、金融庁同席の上でヒアリングをいたしました、こんなことがあつていいのかという指摘をさせていただきました、その後、報告がありました。金融庁にも報告がありました。

要するに、これは、このS損保のある支社がやつたことだと、本社の方針ではないと、まさに何か尻尾切りですよ、ということ、という報告をして、ただ、このS損保は、三月末までに代理店を一定整理するというのはこれももう本社の方針でやつていたわけでありませう。

このS損保なんですけど、全体として是正する方向には今なつております、金融庁の指導もあつてですね。私宛でも調査報告書が来て、ある支社がやつたことだということにしておりますけど、いずれにしても、二月の十四日に社内で緊急衛星放送を副社長が全社に行いまして注意喚起をして、一つは金融庁の名前を使うということですね。もう一つは、年度末の期限を区切るということ。あとは、ちょっと抽象的に、代理店とも将来を指していくと、ここ何か抽象的になつていくんですけど、要するに、小規模の代理店を整理していくということ撤回したとか、はつきりと出ていないんですよ。

問題は、このS損保は、繰り返し繰り返し代理店に対して乗り合い拒否をしたり、いろんなことをやつてきた。しかも、一番ですよ、これ、トップ企業がこんなことをやつていられるんですけど、今回これだけのことがあつて、副社長が社内の緊急衛星放送をやるぐらいですから、相当金融庁の名前を出したということの後悔しているんだと思ひますけれど、根本的に反省したのかどうか、ちょっと分からないところがあるんですよ。もう三月末でございまして、これ四月に入つて

からで結構ですけど、言葉だけではなくて、本間にこのS損保の中でそういう小規模代理店が一斉に整理されるようなことが実際に起きなかつたかどうか、この副社長の緊急衛星放送で本間にストップになつたかどうかですね、これ、後で結構ですけど、今日はそれを確認してほしいということだけお願いをしておきます。

もう一つは、これもこの委員会で取り上げさせてもらった代理店の委託契約書の問題です。要するに、これも金融庁の努力で大幅改善していただいております。優越的地位濫用、優越的地位の濫用の疑われるような契約書になつていた問題でございまして、一つは、大手損保の方がこの代理店を信頼できないと判断したら契約解除ができるというような変な項目があつたんですね。これが今年、この四月の一日からほとんど削除されると、大手代理店の契約書から、なりました。三井住友が格付という言い方で代理店を格付するということのようなことを委託契約書に書いてあるんですけど、これも削除することになりました。これは金融庁の御努力のおかげだということに思つております。

ただ、これも大手損保は、なぜ削除したかという理由を一齐に同じような言い方をしているのは、分かりやすさを向上させただけだと、分かりやすくしただけだということ、何の反省もないんですよ、これも。

ただ、共栄火災だけは、国会の議論を踏まえ、こんなこと、こういうふう書いています。国会でこの優越的地位濫用の問題が問題になつていく背景を鑑みて、そういう濫用のおそれ、濫用と解釈されるおそれがある条項を削りましたということ、大変正直に共栄火災だけが率直な見解を出して委託契約書を改善した理由を述べております。

根本的に分かつていないといひますか、根本的に、何といひますか、全然是正する姿勢が余り感じられないところがあるんですよ。

これは徐々に改善していつていませうので、時間が掛かるかも分かりませうが、最後に麻生大臣にお聞きしたいのは、これももちろん国民の契約とかいろいろあるんですけど、本場に地域で最前線で、災害も多いですよ、頑張ってもらつて代理店が、経営努力はもちろんなりながらですけども、頑張ってもらつていませう。大手の側から、大きい方から勝手な戦略でどんどん切り捨てていくというようなことは顧客の利益にもつながらないんじゃないかというふうにご覧になって、改めて、こういう点も含めて御指導をお願いしたいというふうにご覧になって、麻生大臣のお考えを聞きたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) これはもう地方に住んでいないとよく分かんないですよ、多分。損保代理店というのはいろいろ、小さいのから、昔からやつておられるところから、急にやられていくところから含めまして、損保代理店というのは意外と地域によく密着しておられる方というの結構おられるように、私のような筑豊みたいなところにおりますと特にそういう感じがするんですよ、まあ京都はちょっとよく知りませうけど、似たようなものじゃないかなと思つております。

したがいまして、この種のもの大事だということ、分かつてなきや、こういうことになつちゃうんですよ。そこ、そこ、そこ、その上の人たちがきちんとそういつたところを理解していればこの種の話は起きないはずなんですけれども、まあ人間関係とか支店長が替わつていったときの、昔の人からの人間関係とかいろいろものが絡んできますのでいろんなことが起きるんだと思ひますけど、とにかく、大きな方が一方的にこういうようなことがないようなことにはしておかないかぬというところだと思ひます。

○大門実紀史君 是非、引き続き御協力をお願いしたいと思えます。

これは本場に党派を超えた問題でございますので、各先生方も御協力をお願いして、質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございます。

○浜田聡君 浜田聡です。所属政党はNHKから国民を守る党、参議院会派はみんなの党です。よろしく願います。

本日は、近日中に参議院本会議の人事案件で採決対象となる日本銀行の審議委員に関することを中心にお聞きしたいと思います。

この審議委員として任命された方が国会の議決で承認を得た際には、日本銀行の政策委員会の一員として活躍されることとなります。この財政金融委員会におられる方々にとりましては釈迦に説法で恐縮ですが、この日本銀行の政策委員会は、日本銀行の最高意思決定機関、日本の金融政策を左右する極めて重要な委員会であり、僅か九人で構成されています。その九名のうち一名がこの度交代という形で、今後、国会でその賛否を問われることとなります。

さて、このように日本の金融政策を左右する非常に重要な日銀の審議委員の人事であります。その前に、日本の金融政策がどのように決定していくのかについて少しだけお話ししたいと思います。

金融政策決定がなされる中心となるものに、日銀の金融政策決定会合というものがああります。これは、会社でいえば定期的な会議のようなものではないかと思えます。開催される場所はもちろん東京都中央区日本橋本石町にある日本銀行で、年に八回、それぞれ二日間の日程で開かれます。年に八回ということ、一か月半に一回の頻度という、イメージしやすいのではないかと思います。その会のメンバーとして中心となるのが、先ほど申し上げた政策委員会の委員九名というわけです。この二日間の各会合が終わりますと、日銀総

裁が記者会見するなど、その内容はインターネットでも発表され、我々の周知するところとなります。

さて、この金融政策決定会合について、日本銀行の方にこの委員会で幾つか質疑をしたいと思えます。と言いたいところだったので、日本銀行さんの方でいろいろと諸事情があるようで、本当にお忙しいことだと思えます。この委員会での日本銀行担当者様による回答は難しいという事態となりました。ただ、あらかじめ私の通告していた質疑には書面で誠実に回答をいただいておりますので、それを踏まえて、私が質疑、そして日銀さんに代わって私が回答もしていくという非常にユニークな形態となりますが、どうか御容赦いただきたいと思えます。

まず最初の質問です。日本銀行の金融政策決定会合ですが、現在の形、つまり年八回、それぞれ二日間開催、九人の政策委員会を中心とする会合になったのはいつからでしょうかという質問に関して、日本銀行からの回答として、平成十年に施行された現在の日本銀行法により、政策委員会は総裁一名、副総裁二人、審議委員六人の計九人で構成することが定められるとともに、金融政策決定会合については政令の定めるところにより定期的に招集することとされました。その後、政令の改正を受けて、平成二十八年から現在のように年八回、それぞれ二日間の日程で開催されると承知しています。

次の質問に移ります。九人の委員による採決ということで、拮抗する場合だと、賛成が五名、反対四名で何とか可決などのケースが考えられます。最近の採決で五対四で何とか可決した事例を二例ほど教えてください。質問をいたしました。その回答として、採決において賛否が拮抗したケースについて申し上げます。平成二十八年一月二十八日、二十九日の金融政策決定会合ではマイナス金利の導入について賛成五名、反対四名で可決されたほか、平成二十六

年十月三十一日の金融政策決定会合ではマネタリーベース増加額の拡大等について賛成五名、反対四名で可決された例がありますという回答をいただきました。

次の質問になります。

各委員による議案に対する意思表示として、賛成、反対以外の意思表示は可能でしょうかという質問にしまして、回答として、政策委員会の委員は金融政策決定会合における議事の議決に際し、賛成、反対、棄権のいずれかの意思表示をすることとされています。三つ選択肢があることを御回答いただきました。

過去の五年間の金融政策決定会合において、委員が参加しなかった、つまり欠席、金融政策決定会合を欠席した事例があるのか教えてくださいという質問に対して、過去五年間において金融政策決定会合を欠席した委員はいないと承知していますと回答をいただきました。

日本銀行への金融政策決定会合について最後の質問となりますが、欠席委員が出るなどで委員が八名になったときに四対四など賛否同数のときの採決結果となることは過去にあったのか、その場合どうなるのかという質問をいたしましたところ、この質問に対する日本銀行からの回答として、平成二十年十月三十一日の金融政策決定会合では、審議委員一名が欠員となる中、金融市場調節方針の変更について賛否が同数となり、議長が決定した例があると承知していますという回答をいただきました。

というわけで、日本銀行の金融政策決定会合についての質問は以上となります。質疑と回答を一人ですというユニークな形態となりましたが、御清聴いただき感謝しております。

次に、日本銀行政策委員会審議委員の人事について、内閣府の方に幾つか聞いていきたいと思っております。

先ほどから何度か述べさせていただきました

が、日本の金融政策を決定する九名の政策委員の一人を決める重要な人事案件でございます。

今回の配付資料に、現在の九名の委員の名前と顔写真の紹介をさせていただきました。現在のメンバーの一人である原田泰さんは三月二十五日に任期満了で、安達誠司さんが後任として決定しております。今年六月三十日に任期満了を迎えます布野幸利さんの交代として今回審議委員として任命されていますのは、中村豊明さんという方です。

国会での人事案件ということで、各人事で任命された方々のプロフィールなどの資料は国会議員各自の事務所に届けられているかと思えます。今回の配付資料として用意することを忘れておりまして、恐縮です。各事務所に配付された資料から、中村豊明さんの任命理由の部分を読み上げさせていただきます。

生年月日が昭和二十七年八月三日、六十七歳。任命理由として、中村豊明氏は、長年にわたり株式会社日立製作所に在籍し、同社財務一部長、代表執行役執行役員社長等を歴任し、日立グループの事業ポートフォリオ改革、バランスシート改革、同事業変革、運営に携わってきた。現在は、株式会社日立製作所取締役のほか、日立金属株式会社取締役、日本監査役協会副会長、預金保険機構運営委員会委員、国税審議会委員を務めるなど幅広い活躍をされており、国内外の経済情勢に精通している。このため、経済及び金融に関して高い識見を有している同氏を日本銀行政策委員会審議委員として任命しようとするものであるといった任命理由が各議員事務所に届けられた資料に記載されております。

産業界での実績は申し分ないと思えます。ただ一方、日本銀行政策委員会審議委員として、特に経済政策、財政金融政策についてどういう考えをお持ちであるかというのが私は大事だと考えております。

そこで、この中村豊明さんが財政金融政策に関

してどういふ考えをお持ちなのかについて、国会の議事録から少しだけみてみたいと思います。

中村豊明さんは、過去、平成二十四年八月六日の参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会公聴会において、公述人として発言をしております。その発言の一部を紹介させていただきます。

冒頭、我が国の現状に関する認識につきまして申し上げさせていただきます。まず、財政につきましては、平成二十四年度末に国と地方を合わせて政府の長期債務残高が九百四十兆円、それから、GDPに対しますと約二〇〇％に達するという見込みでございます。したがって、近年一段と深刻さを増している認識をしております。といった感じで、財政規律を重視するような発言があるとともに、この公聴会の時期に成立した自民、民主、公明の消費増税の三党合意について高く評価する旨の発言もございました。

そういったところから、消費増税を推進するような思考をお持ちであると判断を私はしております。つまり、財政規律重視、消費税は増税に積極的と判断しましたが、内閣府としてはこの方に関する御見解はいかがでしょう。

○政府参考人(大西証史君) 内閣官房でございます。

先ほど先生から御紹介いただきましたように、中村豊明氏につきましては、三月十七日に参議院、衆議院、両議院運営委員会理事会におきまして官房副長官から、十二機関二十六名の人事案のお一人として御提示を差し上げたところでございます。

先生から御紹介いただきました参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会公聴会におきまして、先生御紹介のような中村氏からの御発言がございました。これにつきましては、日本経済団体連合会税制委員会企画部会長のお立場におきまして、委員会のお求めに応じ、社会保障と税の一体改革の税制分野に関する経団連の考え方を御

説明になったものというふうに承知をいたしております。

したがって、御指摘の発言につきましては、当時の経済状況におきます日本経済団体連合会の組織としての考え方を説明されたものでございまして、中村氏個人としての考えを説明したものではありませんというふうに認識をしております。

日銀審議委員につきましては、所属しております団体等のお立場ではなく、個人の識見に基づいて職務を行っていたものでございまして、いづれにせよ、中村氏につきましては、企業経営の現場に長い御経験を持たれ、経済、金融について高い御識見を持っておられる方であると考えまして、国会に御提示を申し上げたところでございます。

○浜田聡君 ありがとうございます。

確かに、思想であったり考えであるというものは変わるものだと思います。ただ、現在どう考えておられるかということに関しては、確かに言われたとおり分からないものの、国会の記録では増税派で財政規律を重視すると考えられる、そういった方を審議委員に送ることについてマーケットがどう判断されるかと思っております。

○政府参考人(大西証史君) マーケットに關しす言及は差し控させていただきますと思っておりますけれども、私も、中村様に税制に関するお考えを確認をいたしましたところ、御自身は増税派でも減税派でもなく、税制につきましてはそれぞれの経済状況の下で最適な選択を行うべきものだと考えているというお立場であるということでございます。

そういうお立場であるということでございます。また、そもそも日銀審議委員は税制に關しましては何らかの決定を行う立場ではございません。税制は、政府におきまして、財務省を始めとした政府におきまして検討され、最終的には国会におきましてお決めいただくものというふうに認識をしております。

○浜田聡君 ありがとうございます。

今から約一年前に、平成三十一年三月二十日の財政金融委員会におきまして、現在の隣におられます渡辺喜美先生より次のような質問が黒田日銀総裁になされました。配付資料にこれに関する新聞記事を掲載させていただきました。次のような質問です。金融緩和をやる中央銀行はハト派と呼ばれて、金融引締めをやるのはタカ派と呼ばれるべきけれども、黒田総裁の日本銀行はどっちですか。その問いに対して、黒田総裁はハト派と答えておられます。黒田バズーカなどと呼ばれる大胆な金融緩和策を考えますと、確かにうなずけるところではないかと思われました。

ここで、中村豊明さんについてお聞きしたいと思います。中村豊明さんは金融引締めの方か、金融緩和の方か、どちらでしょうか。

○政府参考人(大西証史君) 中村氏は、GDP六兆円程度の達成に向けて各種政策を全般的に総動員していく必要があるというお考えの持ち主であると伺っております。

なお、中村氏の御著作等におきまして、金融政策、先生のおっしゃられました金融政策につきまして、引締めないし緩和といったことを具体的に主張されているものは承知はしておりませんが、その時々々の経済情勢を踏まえまして、企業経営者としての御経験を基に適切な御判断をされていくものというふうに御期待申し上げます。

○浜田聡君 ありがとうございます。

限られた資料の中から中村豊明さんの金融政策方針を推測するのが難しいといえ、日本の今後について極めて重要なポストである日銀の政策委員として任命されていることから、いろいろ質問をさせていただきました。ありがとうございます。

極端な言い方で恐縮ですが、仮にアベノミクスなどの政府の経済政策に反することをしても、五年の任期中に解任されることのない政策委員会メンバー九人の同意人事につきましては、今回に限

らず慎重に見ていきたいと思っております。残り僅かですが、少し細かいことをお聞きしたいと思っております。

まず、仮想通貨に関して法務省に質問です。仮想通貨の犯罪が発生したときを考えてください。その捜査の過程で、仮想通貨の押収、保管、管理する際の規定があるのかということをお聞きしたいと思います。ゴールドウォレット、ホットウォレットなど仮想通貨の保存形態にいろいろあるわけですが、この保管、管理をしっかりしていないがゆえに、押収した仮想通貨を犯罪者に奪われる可能性を危惧しての質問でございます。

○政府参考人(保坂和人君) 犯罪捜査などの刑事手続におきまして、押収というのは差押えなどの物、物の占有を取得する処分をいまして、例えば刑事訴訟法の九十九条一項におきましては証拠物又は没収すべき物の差押えの規定となっております。その対象というのは性質上占有の取得が可能なる有体物に限られております。お尋ねのいわゆる仮想通貨それ自体は財産的価値そのものでありまして、有体物ではございませんので、有体物を予定している刑事訴訟法の押収のものとの対象とはならないと考えられるところでございます。

他方で、犯罪捜査ということで少し付言させていただきますと、仮想通貨を利用した犯罪の捜査として証拠を収集して保全するという観点からいいますと、通常は、仮想通貨自体の押収をしなくても、その保有と取引に係る履歴、記録を取得することによってその目的を達することができるのではないかと認識をしております。

○浜田聡君 ありがとうございます。

時間少ないですが、最後の質問になります。脱税事件で処分を受けた方が国税局に押収された物品が返ってこないという事例を聞いております。押収されてから二年以上たちますが、国税局は返還に応じてくれないという訴えです。一方、

検察はすぐに返還に応じてくれたのに対する国税局への不満となります。返還に応じない理由を国税庁に御説明いただければと思います。

○政府参考人(田島淳志君) お答え申し上げます。

個別にわたる事柄につきましては、お答えすることは差し控えていただきます。

なお、一般論で申し上げますと、差押えた物件は、法令、これ国税通則法になりますが、これに基づきまして、留置の必要がなくなったときはその返還を受けるべき者にこれを還付することとされてございますが、同じく国税通則法に基づきまして、検察官に告発を行う場合には、差し押さえた物件は本人に返すのではなく、検察官に引き継がなければならないとされているところでございます。

○浜田聡君 以上です。ありがとうございます。

○委員長(中西祐介君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(中西祐介君) 速記を起こしてください。

○委員長(中西祐介君) この際、委員の異動について御報告をいたします。

本日、林芳正君が委員を辞任され、その補欠として高橋はるみ君が選任をされました。

○委員長(中西祐介君) これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○那谷屋正義君 立憲・国民・新緑風会・社民の那谷屋正義でございます。今日は短い時間でございますが、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

まず、鶴の一声なんという言葉がございまして、これはいい意味というのが一般的だというふうに思いますけれども、残念ながらそうじゃない面も

多々ある中で、まず最初に、多くのみんなが望むものを鶴の一声でお願いをしたいというふうな思ふわけでありまして。

何についてかといいますと、二月二十七日に総理は全国一斉休校ということで学校の休校の要請をされました。この是非については今日は議論をしないで、別途またやらせていただきたいというふうに思いますけれども、学校現場では今まさに来年度計画というのを、もうほぼ詰まってきたているんですけれども、詳細にわたって今やっているところでもあります。特に、修学旅行というものについてどうするかということについて大変悩まされております。既に中止を決定してしまつたところもありませんが、この修学旅行というのは子供たちにとって大変大きな行事であります。東京オリンピックも大変大きな行事でありますけれども、子供たちにとってはそれ以上に修学旅行に対する思いというのは大きいというのが現場にいたときからの印象というか、そういうふうな受け止めておりました。

春に予定していた学校は、このままでいくと、御案内のように多分難しい状況になります。それが中止なのか、あるいは延期なのかというふうなことでありますけれども、延期等において考えられることということであれば、例えば春を秋に延期をします。すると、秋は大変な旅行シーズンになります。ここで例えば航空機を利用する、修学旅行で航空機を利用すると、ここに差額といえますか、いわゆる余分に費用が掛かつてしまふという状況が生まれてきます。

この費用をどうしたものかというふうなことを考えたときに、各学校の校長先生たちが大いに悩まれる。といいますのは、修学旅行費だけを積み立てるのも相当苦勞されるわけでありまして、そういう意味では、このコロナによって、新型コロナによってこういうふうな形で延期をせざるを得ないというふうになって、そこに生まれてくる新たなその負担、あるいは、例えば、具体的

に言いますと、子供たちが現地に行つて、それぞれグループごとに分かれて見学をしますけれども、ジャンボタクシーなんというのを予約すると一遍には何人も乗れるわけですから、このジャンボタクシーの予約が今もう既に満タンだというであります。したがって、それを普通のタクシーに分乗しなきゃいけない。一台で済むものが二台あるいは三台というふうになると、ここにもまた余分な費用が掛かってくるというふうなことで、現場では今本当に苦勞されているわけでありまして。

是非、総理大臣に、この分については、いろいろと負担が大きく掛かるところについて、負担増の分について、国でしっかりと面倒を見ていただけるという御決意をいただけたらというふうな思つております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 修学旅行については、那谷屋先生が御指摘になつたように、学校における教育活動として重要な役割を担うものでございまして、子供たちにとっては大切な経験、そして本当に貴重な経験であり、思い出となるものでありまして、こう考えております。ですから、単に中止するのではなく、当面延期するなどの工夫をしていただきたいと思います。

また、現在実施をしている集中ヒアリングにつきましても、昨日お伺いをいたしました観光業界からも修学旅行に関連した要望が出されております。是非実施をしていただきたい、あるいは延期をするのであれば時期をうまくずらしていただきたい等々の要望もあつたわけでございます。

今回の要請に関わり、あるいはまた新型コロナウイルスの感染が拡大することに鑑み、延期をすることによって様々な負担が掛かるわけでございまして、那谷屋委員からはそういう負担に対してしっかりと考えるということでございます。文部科学省と観光庁において対応策を検討させたいと、このように思います。

方での委嘱審査の中でも、同僚の水岡議員が同じように質問をされました。そのときには、文科副大臣が答えられたのは、とにかく中止はやめてくださいと、取りあえず延期をしてくださいと、そして今そのことによつてどういう状況が起こるか、調査そして検討すると、こういうふうな言われています。

検討というところがある道がありますので、是非前向きに、そういったところについては安心して延期ができるような、そういうふうな言葉をもう一言いただかせませんか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 安心していただくような検討をしていきたいと、こう思つております。

○那谷屋正義君 これは相手が目に見えない新型コロナウイルスということで、先行きは見えないわけですが、今総理から、現場の校長先生を始め教育関係者、保護者、子供たちが聞いたら大変喜ばしい話だったというふうに思いますので、ありがとうございます。

それでは、鶴の一声の困つた部分ということでございますけれども、これ私ずつと思つていたんですけれども、二年前からもうそうでありまして、この森友事件、森友関連について何が一番問題だったかというのは、この間、政府の皆さんは、麻生財務大臣を始め認識されているのは、ここで公文書の改ざんが行われたことだというふうな受取をされていますけれども、やっぱり大事なものは、なぜそこで改ざんが行われなければならなかつたのかということでありまして。

そして、その改ざんに至るまでの経緯を、当時のいろんなものを見ますと、やはり二月十七日、二〇一七年の二月十七日の総理の発言だったんですよ。私や妻が関係していたということになれば、まさに私は、それはもう間違いなく総理大臣も国会議員も辞めるといふことははっきり申し上げておきたい、これ二度も答弁されているんです。しかも、聞いた側は、これは当時民主党だつ

ことに……

○委員長(中西祐介君) 質疑の終了時間が過ぎておりますので、おまとめをお願いいたします。

○那谷屋正義君 はい、済みません。

いずれにしても、総理に御自覚をいただかなければこの問題は解決しないということをお申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○大塚耕平君 那谷屋委員に続いて、私、大塚耕平からも、森友に関して一つだけお伺いをしたいと思っております。

赤木さんが自ら命を絶たれたことと国会での動きの因果関係については、今、那谷屋さんがおっしゃったとおりだと思います。私から今日総理に一言御発言いただきたいのは一点だけです。

赤木さんも、この委員会を中心にした国会対応に言わば力を注がれたお一人なわけでありまして、その奥様がコメントも発表しておられますので、どうぞ、この場を通じて赤木さんの奥様に一言おっしゃっていただきたいと思っております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほども申し上げたところですが、大変真面目に職務に精励しておられた方がその命を絶たれた、大変痛ましい出来事であったと思っておりますし、奥様にとっても、愛する方があという形で自らの命を絶たれた、本当に大変な思いをされたんだろうと、改めてお見舞いを申し上げます、こう思う次第でございます。また、お悔やみを申し上げますところでございます。

いずれにいたしましても、今の政府としての立場は今まで申し上げているとおりでございますが、我々のこうした答弁について様々なお気持ちをお持ちいただけるだろうと、このように思っていますし、お気持ちは察するところでございます。そういう意味では、ああした結果となったことについては総理大臣として大変申し訳ない思いでございます。

○大塚耕平君 あわせて、先ほどは財務大臣にも、財務省は大変重要な役所であるので、財務省

の士気が下がらないように、そして、財務省が組織として国民の皆さんに信頼されるような展開になるように御尽力いただきたいというのを申し上げておきましたので、総理にも同じことをお伝えをしておきたいと思っております。

経済についてちょっとお伺いをしたいんですが、今、新型コロナウイルス感染症の影響で、経済状況は御承知のとおりでございます。こうい中で、昨年の秋に国家安全保障局に経済班が設けられているはずですが、この経済班は今どういう動きをしているんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 経済班についてであります。これまで八回にわたる国家安全保障会議において、我が国内への、これはコロナウイルスに関してでございますが、我が国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止するため、まだ前例のない機動的な水際対策措置について決定してきたところであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は世界経済に甚大な影響をもたらしておりますが、バイオテックノロジーや原油価格の動向など、多面的な観点から我が国の経済及び安全保障全般にわたる影響をよく見極める必要があります。詳細は差し控えますが、国家安全保障局が中心となり、関係省庁と一体となって幅広い視野から検討を行っております。

今後も、四月に発足予定の国家安全保障局経済班には、引き続き、世界的な感染症の影響拡大による世界経済やパワーバランスへの影響など、重要課題への対応に当たらせたいと考えております。

○大塚耕平君 ということは、去年の秋口に報道されて正確な報告は受けていませんでしたが、経済班はこれから発足するということでよろしいですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) もちろんこの準備は始めているところでございますが、発足、正式に発足するのは四月からでございます。

○大塚耕平君 ということは、現時点では準備段階なので、国家安全保障局経済班という、そういう枠組みでこの事態に何か対処をしているわけではないという理解でよろしいですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、既に十月から経済班の設置準備室が置かれてるところでございますが、国家安全保障局の経済班は、経済分野における国家安全保障上の課題に対応するため本年四月に設置するものでございまして、今般の事態に対してもそうした観点から関わっていくこととなると、このように思っております。

しかし、この経済班としては言わば四月から関わっていくわけですが、言わば経済をやっている人間も既に局にはおりますので、その観点から当然NSISにおいて必要な作業は行っているものと、このように思います。

○大塚耕平君 国家安全保障局に経済班をつくるというのは結構なことだと思いますし、是非しっかり機能させていたいただきたいと思うんですが、そうすると、この経済班は今回のような事態にもやはり対応する役割も担うという理解でよろしいですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今回のような出来事が起こりますと、これは大塚委員もお詳しいと思いますが、例えば油価がどう下がついていくわけでございます。では、なぜ油価が今下がついているのかという分析も行いながら、その分析と、この下がついている一つの原因と、あるいはこれがどのような影響を与えているか、国際経済にですね、また日本にどのような影響があるか、そのためにどういふ備えをしていくかということ等についても分析をしていくことになるんだらうと思っております。

○大塚耕平君 我々も国家安全保障局経済班がちゃんと機能するように情報提供はしていきたいと思っております。例えば今回の事態を、まだ現在進行中ですから、振り返るといふことよりも直視してみると、国家の安全保障の観点から経済

的にどういふ構造をつくるのか、グローバルイズムにどう向き合うのかというのとは非常に重要な課題だということをお突き付けられていると思っております。

感染症も、思い起こせばSARSから始まって新型コロナウイルスエンザ、MERS、で、今回、十年に一回か二回は今後も未知の感染症との対峙というところが出てくる可能性があつて、そうすると、今回のこの展開を見てみると、過度に特定の国に依存するような経済構造や、あるいは過度にインバウンドに依存した経済の枠組みをつくるということにはやはりリスクが伴うということがもう顕著に明らかになってしまいました。こういう点を少し見直すというお考えは総理にございますでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) インバウンドにつきましては、今残念ながらこういう状況になっておりますが、ただ、インバウンドの中において、インバウンドの中において一つの国に偏っているというのは問題があるかもしれないんですが、しかし、インバウンド自体を、例えばこれから日本の経済を担うエンジンの中でそれを小さくしていくという考え方は、私は取るべきではないんだらうと思っております。インバウンドというのは、これ地方にも言わば大変いい影響を与えて、雇用においてもいい影響を与えている。日本がバランスよく成長していく上においても、大変インバウンドは大きな力になっていっていると思っております。

こうした動きの中で、インバウンドの影響を小さくしていく、あるいはその影響を受けた、受ける業界に対してどう支援をしていくかということももしっかりと考えていかなければいけないと思っておりますが、同様に、例えば今回のマスクが一つの例でございますが、大切な、生活にとって大切な製造拠点、あるいはそれは別に5Gのような問題もありませんが、そうしたものについて、国の安全という観点からどのように産業政策を考えていくかということ、NSISの経済班にとっては重要なポイントだろうと思っております。

○大塚耕平君 日本のかじ取りをしていたただかなければならない総理大臣というお立場ですから、NSも含めて、できるだけ正確な情報が総理に上がっていることが重要だと思えます。

一 国の総理が裸の王様になってしまつては困りますので、そういう観点で、実は、過度に何かに依存したりすることが言わば判断を誤らせる可能性もあると思つておりまして、通告はしていないんですが、総理が御存じか御存じでないかをちょっと確認をさせていただきたいんですが、今日は三月二十六日ですが、二十九日から羽田空港の新ルートの使用開始になるということは御存じですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 我々、言わばオーブンスカイ政策とともに、羽田の発着便を増やすための努力をしてきたということでございます。

先ほど、少し付け加えさせていただきましたと、一 国依存度が高い製品で付加価値が高いもの生産拠点の国内回帰、あるいはまた付加価値がそれほど高くないが一 国依存度が高い製品のASEAN諸国等への生産の多元化が必要だという問題意識の下に、第二弾の緊急対応策においてサプライチェーンの再編成を支援することとしておりまして、これにとどまらず今後も必要な対応策を検討していききたいと、こう考えております。

○大塚耕平君 今の追加答弁は承つておきますが、この羽田の新航路を総理も了解しているという理解でいいですか。そこだけ確認させていただきたい。総理もゴーサインを出したという理解でよろしいですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 簡単にですか。これは言わば新航路ですよ、どこをどう飛んでいくかという……(発言する者あり) 進入路ですか。それは、非常に具体的なことの説明は私は基本的に受けてはおりませんが、基本的に、政府として進めていくということについては私も責任を持って進めていくことについては私も責任を持って進めていくこととさせていただきます。

○大塚耕平君 いや、総理には裸の王様になつて

いただいては困るので、お伝え申し上げます。三日後に使用開始になります、この羽田に入ると、官邸の上空も通るんですよ、実は。進入角度がかなり危険な角度で進入するというので、国際航空運送協会、国際定期航空操縦士協会、いずれも懸念を表明しております。そして、デルタ航空とエア・カナダはこのルートを使用することを拒否しております。二月の一日には、トロント発のエア・カナダ機が進入の実証をトライをしたところ、進入できずに、パイロットが、結局、成田に着陸をいたしました。進入角度が去年の七月に通常は三度と言われているのが三・四五度に変つて、これは、夏、気温が高いと大気の影響などで三・七度になるというふうに言われております。

こういう危険な航路の使用開始をするという情報で総理の耳に入っているかどうかを確認させていただきまして、この航路、進入路を使うことには理由は、インバウンドをどんどん受け入れるために羽田の能力を、受入れ能力を高めるといふ、ちょっと適切な言葉じゃないかもしれませんが、貧すれば鈍す的な対応をしているような気がしてなりません。羽田がもしいっぱいであれば、成田や関空やセントレアあるいは福岡を使つて、そこから東京に入つてきていただく手もありますので、今回こういう事態が起きてインバウンドの流れが一旦少し小休止になっておりますので、総理には一旦立ち止まって考えていただく道もあると思つていますが、そのことについてお伺いして、最後にしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) こうした事態になる前の話でございますが、海外からの首脳からの要望が多い点の一つは、是非それぞれの国のナショナルフラッグの航空会社を羽田に入れたいという要望でございます。今、大塚委員がおっしゃったように、私は、羽田いっぱいなので、これは成田あるいは関空、あとそれぞれのところはどうかと言つても、なかなかこれは、どうし

ても羽田というところが非常に多い、要望は大変多いんですね。ですから、これ、羽田にリミットがあるということが一つのネックになっていることは事実でございます。そういう中で外交省の方でも大変な工夫、努力をしておられるんだろうなと、こう思うところでございます。

そういう航路を通つていくことについては、あるいは官邸の上を通つていくことについては、報道では知っておりますが、具体的な、そこまで具体的な説明を受けておりませんが、それは外交省の方において責任を持って判断をしておられるんだらうなと、こう思うところでございます。

○大塚耕平君 終わります。

○音喜多駿君 日本維新の会の音喜多駿です。貴重な機会をいただきましたので、私からも早速所得税法について、まず総理に質問させていただきます。

今回の所得税法の改正案におかれましては、未婚の一人親への控除が認められるなど、高く評価できる部分もございます。一方で、この所得税法の改正に当たっては、第九条の非課税所得の対象に保育、子育て費用を入れていただきたいということをかかねてから提案してまいりました。現在、東京都はベビシッター代の費用の助成を各家庭に行っているのですが、これが現在のルールだと雑所得としてカウントされ、結果として、年度末、その分の所得税を払わなくてはならなくなります。実際の所得が増えたわけではないのに課税をされる、これが極めて理不尽であることは総理にも恐らく御同意をいただけたと思つています。

財務官僚の皆様、関係者の皆様は、こうした理不尽な制度を何とか解釈で解決されようとする努力をしております。例えば、新型感染症対策のためにベビシッター利用支援事業、この拡大については、所得税法第九条第十七号の損害に基因する、これを理由として非課税になりました。保育の費用を解釈で何とか非課税にしようとする現場は苦労されているんです。これはもはや法の不備と言つて

かありません。所得税法九条の非課税項目に保育費用を入れる、これだけで問題は解決します。

ところが、これまでの委員会議論では財務省から、財務大臣からは極めて後ろ向きとも取れる御答弁も残念ながらございまして、これでは安倍政権は、子育て世代のことを考えない、少子化対策に本気で取り組まない政権だと誤解されてしまうのではないのでしょうか。

そこで、総理、是非総理から、この旨の所得税法改正の指示を出していただきたいと思つています。また、少なくともベビシッター助成費用については非課税にするべきと考えますが、総理の見解を伺います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 保育の負担軽減を図る形での少子化対策は重要であり、国としても幼児教育、保育の無償化を行うなど様々な措置を講じてきたところでありますが、他方、保育について地方自治体が実施している各種助成や無償化等のサービスの形態は様々であります。そのため、まずは厚生労働省等の関係省庁において、どの自治体でどういった形の支援が行われているかといった実態調査を行うことを検討しているところでありまして、それを踏まえて、どのような税制上の対応が必要か、検討してまいりたいと思つています。

○音喜多駿君 子育て支援は安倍内閣の柱でもあります。それに応える形で自治体は様々な支援を充実させているわけでございますので、是非これは早急に調査をしていただいて、法改正、検討いただきたいと思つています。

次に、新型感染症の経済対策について伺います。総理は、今月に入り、イベントの自粛要請、休業要請など思い切つたメッセージを国民に出されました。しかし、とりわけイベントの自粛要請については、補償とセットになっていないこと、イベント業者などは今究極の選択を迫られています。社会のために経済的なリスクを自ら背負

うか、経営や家族、従業員のために社会にリストラを負わせるか、こういった選択なんです。そして、おとといには、とうとう大規模イベントで後者が選択され、格闘技イベントが自粛要請を振り切って開催をされました。これは究極の選択を迫られたイベント業者の致し方ない苦渋の決断だったのではないですか。知事が強権を発動してイベントを中止させることもできるじゃないかという意見もありますが、しかし、法的根拠もなくイベントを中止させれば、主催者が県に損害賠償請求をした場合、県が敗訴する可能性もあるので、都道府県知事は板挟みになっています。

今の政府が買っているあくまで要請だし経済的補償も行わないというこの中途半端なスタンスは、現場の一线にいる経営者に究極の選択を迫り、かつ地方のリーダーたちに過大な責任を丸投げしている状態と言わざるを得ないわけであります。

総理は、度々、個別の補償は難しいと述べられております。しかし、経済補償のない自粛要請による対応は完全に限界を迎えています。休校要請においても、難しさは総理は百も承知で一斉休校に踏み切ったはずで、自粛したイベントに対する経済補償についても総理の勇気ある決断を求めたいと思いますが、総理の見解を伺います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 政府として、様々な事業活動の中で発生する民間事業者の個別の損失を直接補償することは困難と考えておりますが、当面は、感染拡大の防止に加えて雇用や事業の継続を最優先に、あらゆる手だてを講じているところであり、感染の終息が視野に入ったときには、前例にとらわれることなく、一気呵成に思い切った措置を講じて強大な経済政策を実施することで、日本経済を再び確かな成長軌道へとV字回復させていきたいと考えておりますが、その際、今回特に影響の多いイベント産業の振興等についても対策を講じてまいりたいと、こう思います。

確かに、今、音喜多委員のおっしゃったように、イベント関係の会社の方々、大変な今困難の中にいるんだろうと思いますし、今日、この後、イベント関係の方々のお話を伺うことになっております。そういう皆さんからお話を伺いながら、何をなすべきかということについても十分に考えていきたいと思っております。

○音喜多駿君 この後、当事者のコメントも受け止めていただけるということで、様々な努力をしているのは存じておりますが、それでもなぜ自粛を振り切ってしまう人が出てしまうのか、この危機感を是非総理にも受け止めていただきたいと思っております。

最後に、補償とともに景気浮揚のための経済対策もしていく必要がございます。補償と経済対策を一体的に行えるものとして、本委員会では、児童手当の増額、キャッシュレス還元事業におけるポイント増額、軽減税率の全製品適用、そして社会保険料の免除など様々提言させていただきました。どの提案についてもまだまだ前向きな御回答はいただけなかったのですが、これらは全て国民の可処分所得を増やせる提言でございます。

特に今回、現役世代、一斉休校や自粛で現役世代を直撃していることから、社会保険料の免除、減免、猶予を柱に経済対策を行っていただきたいと考えますが、総理の見解をお伺いいたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 御指摘の社会保険料については、納付することが困難な事情がある場合には、申請や審査の手続きを極力簡素化の上、原則として一年間は納付を猶予するとともに、延滞金についても免税、軽減の措置を講ずることを決定いたしました。また、消費税率の引上げについては、全世代型社会保障制度へと大きく転換していくために必要なものであるとこれまでも申し上げてきたところであります。世界全体で経済活動が縮小しております、我が国経済にも甚大な影響を及ぼす中、様々な

な可能性を想定しながら、このマグネチウムに見合う十分かつ、必要かつ十分な言わば強大な経済財政政策を講じていく考えでございます。

○音喜多駿君 時間が参りました。是非迅速かつ果敢な決断をお願い申し上げます。質問を終わります。ありがとうございます。

○大門実紀史君 森友問題について質問します。亡くなられた近畿財務局元職員の赤木さんというのは、先ほど取り上げました、損保代理店の問題取り上げただすけれども、本当に真面目な方でございまして、大阪の損保代理店の相談に非常に親身に乘ってこられた方でございます。大変残念に思っております。そんな赤木さんがなぜ死ななければならなかったのかは、私たちは問い続けなければならぬし、真相を明らかにしなければならぬというふうに思います。

その点で、昨日、予算委員会でも議論ありました。小池議員が総理に、なぜ公文書が改ざんされたのかという質問したときに、総理は、国会で森友案件が大きく取り上げられる中で、更なる質問につながる材料を極力少なくすることが主たる目的だったというふうに報告書の文言を引用して答えられました。

小池議員が、その更なる質問につながる内容、材料というのは、要するに総理と安倍昭恵さんの関わりではないかということに質問したときに、総理は、それは小池委員の見解であって、見解の相違だというふうに答弁をされました。

そこでお聞きいたしますけれど、見解の相違とは何なのかですね。つまり、あのときは安倍昭恵さんと総理のことが集中的に議論されていたときであります。それ以外に、更なる質問につながる材料を少なくするというマトリがなかったわけですね。したがって、その見解の相違、ほかに何を、更なる質問につながる材料を少なくする必要があったのか、総理と安倍昭恵さんのこと以外になかったと思うんですけど、見解の相違とい

う、その総理の見解をお聞きしたいと思っております。○内閣総理大臣(安倍晋三君) あのときの議論は様々なことについて議論があったわけでございます。もちろん、国会において私や私の妻との関わりについても議論がなされたわけで、ございますが、元々、では、あの価格が適正なのかどうか、近財の判断あるいは航空局との関係等々、様々なことが議論がなされていたわけでございます。そういう意味におきましては、これは小池委員が指摘されたような点がこの全てではなくて、様々な議論がなされていたと。そういうことを含めてこのような表現になっているというふうに私は認識をしております。

○大門実紀史君 様々な議論というのは、なぜ八億の値引きがされたか。つまり、その値引きされた根本原因にあるのは安倍昭恵さんと総理の関わりではないかということがあるわけだから、そこから始まって、始まって様々な議論があったわけでありまして、そのもとにあったのはそういう話、小池委員が、小池さんが指摘したようなところがあったと思うんですね。具体的に伺います。

あの森友事件のときに重要な文書として指摘されたのが法律相談記録というものでございます。これはこの前もこの委員会でも取り上げたんですが、その附属文書の中に経緯を示したものがあつたんですね。これは要するに、二〇一四年四月の二十八日まで近畿財務局が森友学園に対して、いつまでも書類出さないからもう待てないと、売却に関して待てないと、交渉打ち切りというふうに言ったのにかかわらず、一か月後に急に変わるわけですね。売払い前提の貸付けであれば協力するというふうな態度を一変させたわけですね。そのときに何があつたのかということが、まあこれはもうこの国会で何度も取り上げられたことなんです。改ざん前の決裁文書にはその四月二十八のやり取りが詳しく残されていて、その中に、本年四月二十五日、安倍昭恵総理夫人を現地

に案内し、夫人からはいい土地ですから前に進めてくださいとの言葉をいただいたとの発言がありという文書があつて、それが改ざんされたり削除されたわけですね。

このことからしても、その見解の相違じゃなくて、財務省が改ざんして隠そうとしたのは、全て、全部もとは総理と安倍昭恵さんのことになると思うんですね。ですから、その見解の相違じゃなくて全部そこに行く話なんですよ、値引きから何からですね。違いますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) いろんな文章が削除されているわけですが、必ずしもそれは、削除されている文章については、この大半は私の妻との関わりのものではないだろうと、名前が出てきているのはほんのこれは数行にしかすぎないのではないかと、こう思っているところでございます。

また、このいい土地ですねというのは、これは私の妻が言ったわけではなくて、これは籠池さんがそう言っていると言っていて、私の妻は別の場所では、籠池さんだっと思ひますが、いい田んぼですね、いい田んぼになりますねという趣旨の発言をしたというふうに私は承知をしているところでございます。

○大門実紀史君 その削除した分量の中の何%かそういうことをお聞きしているんじゃないかと、全体がそこから始まっている。今申し上げたように、法律相談記録のあの経過文書の一番のポイントは何かという、なぜ方向が変わったのかと、姿勢が変わったのかということ、いつもそこ一番のところに出てこられるのが安倍昭恵さんだということになるわけでありまして、いろんな、その分量の問題を言っているわけじゃないんですね。

その点から、本当に、取りあえず何かあ言えはこう言うとか、そういうことが続いているんですけど、全体振り返ると、要するにこの問題はここ、ああ言えはこう言う、このときはこうだと

いろいろ言われますけれども、全体振り返れば、安倍昭恵さんが森友学園にそもそも関わらなければこういう問題は起きなくて、赤木さんも亡くなることはなかったんではないかと思ひますが、総理にはそういう認識が一片も浮かばないですか。全然そういうことを思われませんか。いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 大変痛ましい出来事である、こう思うところでございますが、今委員が御指摘になったように、この法律相談の身を見ましても、実はこれは籠池氏、森友学園側とのこの交渉の中において、いろんなことを言われてきている中において相談をしているわけでございます。まして、妻が、これ、その中で役割をむしろ果たして、重要な役割を果たしてないんだという事は、あれを読んでいたければ逆にそれは御理解をいただけるのではないかと、こういうふうにも思うところでございます。

○大門実紀史君 もう時間が来ましたので今日はこれぐらいしておきますけれど、先ほども麻生財務大臣に申し上げたんですけど、政治家が何の責任も取らない、あるいは何の責任も感じないようなことを言い続けて、官僚だけ、役人だけの責任にして過ごすというの、もう余りにも、余りにもひどい話で、赤木さんの死、死をむち打つようなものだと、これを申し上げて、また引き続き取り上げていくということを申し上げて、今日は質問を終わります。

ありがとうございました。

○渡辺喜美君 みんなの党、渡辺喜美です。総理、お疲れさまでございます。安倍政権が憲政史上最長記録を更新をした。その理由、いろいろ考えられますが、最大の理由は、私の感じるところ、アベノミクス、なかんずく金融政策にあつたと思ひます。異次元金融緩和を始めることによつて、インフレ期待に働きかける、実質金利が低下をする、そして、中央銀行の物価安定とともに非常に大事な雇用の安定、雇用

を急速に増やしていった、これこそが憲政史上最高記録の一番の基であつたと私は思つております。

ところが、その業績が、御案内のとおり、今なきものになろうとしている。世界を見ればお分かりのとおり、鎖国、旅行禁止、外出禁止、アメリカでは国内路線全面禁止を検討などという報道すら今流れているような状況ですよ。

セントルイス地区連銀のブレード総裁、四一六のアメリカGDPは半減するだろうと言つています。失業率は何と三〇%、大恐慌を超える事態を想定して、FRBは無制限の量的緩和をやる。トランプ政権は、今議会で交渉中と存じますけれども、GDPの一〇%を超える二兆ドルの財政出動をやるというわけでありまして。まさに何でもありですよ。

アベノミクスは、積極財政、金融緩和、成長戦略、言い換えれば構造改革。この原点はまさにこういう非常事態のときにこそ回帰をしなければいけないと思ひますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 現下のこの経済状況、世界的に相当甚大な悪影響が出てくると、この懸念をしております。日本においてもそうでございます。まして、まさに今委員がおっしゃつたように、アベノミクスの原点であるこの機動的な財政政策、そして金融緩和、そして構造改革、成長戦略、しっかりと進めていきたい。

当面は、まず財政と金融、このマグニチュードにふさわしい、必要かつ十分な強大な経済財政政策を講じていきたいと考えております。

○渡辺喜美君 お手元に紙を配っております。これ、一枚目は黒田日銀がどのように長期国債の保有残高を増やしてきたかというグラフで、おにぎり山、富士山みたいな形になっております。今現在どうなっているか。黒田さんが登場した左の端、白川前総裁の末期ですら二十兆円ぐらいの長期国債を増やす政策をやつていたにもかかわらず、今現在は十四兆ですよ。八十兆円が十四兆

円になつてきている。これが残念ながら今の金融政策の現実です。

二枚目。これは、安倍第二次内閣以降、国民所得が増えてきた。一番上の緑の線です。ただ、残念なこと国民負担率も上がつてきている。この赤が実績値です。そして、青が見通しでありまして。この見通しによると、消費税の上がつた二〇一九年から二〇二〇年にはとんでもない跳ね上がりを見せている。もう既に実績値では四四%を超えております。四六%というのが江戸時代でありました。今、残念ながら五五%に近づいてきています。そういう中でこの大恐慌型不況が到来しようとしている。

私は麻生大臣に何度か申し上げました。予算総則を修正をして、百兆円ぐらい国債発行できるやうにしたらどうですか。日銀がこの長期保有国債を減らざるを得なくなった。国債が足りないからじゃありませんか。だったら、日銀に有無を言わせず八十兆路線に復帰をせよというために、長期国債もつと出したらいいんですよ。

これは麻生大臣に幾ら言つても駄目。まさに総理のトップダウンの御決断です。いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 相当甚大な影響が今経済に出ていて、この影響、まさにこのマグニチュードに見合うだけの必要かつ十分な経済財政政策を講じていく必要があると考えております。その規模においてはよく見極めていきたいと思ひますが、その上で、その実施に必要な財源を、御指摘の国債発行も含めて、様々な方策を組み合わせながらしっかりと確保していく考えであります。

○渡辺喜美君 このままでいくと、憲政史上最長記録を更新した安倍内閣、二回の増税をやり、そしてコロナショックで大不況に突入をしたという烙印を押されてしまいかねないのは非常に残念であります。

官邸主導をいろいろな場面で御決断をされてこ

られたのは非常に高く評価をしています。ただ、財政政策に関してはどうしても財務省のハードルが高い。財務省というのは、御案内のとおり増分主義というやつですよ。前年対比でちよこつと増やすか、そういうパラダイムを持っている役所。したがって、ここに金目の話を取りまとめをさせると、大体各省、短冊方式ですよ。そして、びぼう策になってしまふ。せっかくの官邸主導が残念ながらまるで生きないということになりやせぬかという心配をしておりますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今回のこのコロナウイルス感染症による経済への影響、これは相当甚大な影響が出ているわけでございますから、これは決して短冊とかびぼう策にはなりません。前例にとらわれない、思い切った、大胆な、まさに強大な経済財政政策をしっかりと講じていきたいと、こう考えておりますし、経済をV字回復、まずは終息させていくわけでありますが、その先には日本経済をV字回復させていきたいと、こう考えております。

○渡辺喜美君 そのためには、アベノミクスの原点、始まったときは消費税は5%です。ゼロにしろと私は言いません、私は言いません。消費税というのは将来、地方の財源、全額地方の財源にすべきだというのが私の持論でありますから、ですから、ゼロにはしないです。しかし、全品目軽減税率であれば、事務的な作業も非常に簡単で済むようになるんじゃないかと。六月ぐらいから実施できるようにいたしますよ、全品目軽減税率5%。

そして、危機対応というのは、次の未来を先取りをする。マイナンバーというのは、たしか第一次安倍内閣の頃、かなり真剣にいろいろ検討していた記憶があるんですよ。こういうものを使えば、ベーシックインカムというのは可能になる。総理は自民党の社会部長も経験されて、社会保障制度をよく御存じだ。次の未来はベーシックインカム

ムでいいじゃないかと。こういう非常事態のときには、通貨発行益を使つて、まあ国債を発行してですよ、最終的に日銀にお金を出してもらうという形で、国民一人当たり十万円、取りあえずですよ、取りあえずお配りをする。これだつてGDP 5%程度の対策にしかありませんから。いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 消費税については、元みんなの党の党首の渡辺さんから小池さんまで5%という御提案をいただいているところでございますが、今の十万円というこの給付等も含めて、またベーシックインカムの御提案もいただきましたが、いずれにいたしましても、様々御提案も勘案をしながら、このインパクト、マゲニチュードにしっかりと対応できる、それに見合う経済財政政策をしっかりと実行していきたいと、こう考えております。

○渡辺喜美君 消費税を5%に下げるといふと、恐らく麻生大臣との盟友関係にもひびが入るだろうし、自民党の税調幹部もいらっしゃいますので自民党内の反乱も予想されるということになるんじゃないかと。だったら、いっそのこと、消費税減税5%賛成という野党勢力を、まあ共産党はどうか分かりませんが、こういう野党勢力にお願いをして、そして緊急対応内閣、非常時対応内閣つくられたらいいかですか。憲法改正賛成派だけでも構いませんよ。どうでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 非常時対応内閣という非常に思い切った御提案をいただいたところでございます。そういう御提案をいただいたことについては敬意を表したいと思います。野党の皆様は今、自公の連立政権とともに、野党の皆様との難局を挙国一致として、挙国一致で乗り切つていきたいと、このように考えております。また、そういう意味での御協力の御提案をいただいたことには感謝申し上げます。

○渡辺喜美君 自民党の中で大胆な消費税軽減策

を主張しておられる人たちがいるのは敬意を表しますよ。ところが、自民党の中からだと、この原理が働かないんですよ。外側からでない、ということのは効かないんですよ。ですから、そういう自民党の中の良識ある声を生かすためにも、外側からこの原理を働かす、このことを是非お考えをいただきたいと思ひます。

やはり増税というのがアベノミクスの基本に反する、これは失敗だったということももう痛感しておられると思ひます。ここで是非、消費増税の呪いを解こうじゃありませんか。いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 御承知のように、これを8%から10%に上げたのは、これは全世界代型社会保障への改革を進めていくためにどうしても必要だったものでございます。そして、今般のこの新型コロナウイルスに対応する、この影響に対応するための経済政策については、御提案いただいたことも含めて様々なこの対応を検討していく。今ヒアリングを行っているところでございますが、実際に効果のある、効力のあるものを取っていききたいと、こう考えております。

○渡辺喜美君 とにかく、オリンピックが延期をされるとこれまたデフレギャップが拡大をするということを考えてなければいけませんので、これは通常のびぼう策では絶対に乗り切れないということを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長(中西祐介君) 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

内閣総理大臣は御退席いただいて結構でございます。

他に発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

○委員長(中西祐介君) 関税率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。麻生太郎財務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました関税率法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。

政府は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うほか、とん税及び特別とん税の特例措置を創設することとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、令和二年三月末に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限の延長等を行うこととしたしております。

第二に、個別品目の基本税率を無税とすることとしたしております。

第三に、とん税及び特別とん税の特例措置として、一定の国際基幹航路に就航する外国貿易船が国際戦略港湾に入港する際のとん税及び特別とん税について、当分の間、開港ごとに一年分を一括で納付する場合の税率を軽減することとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしていたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(中西祐介君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

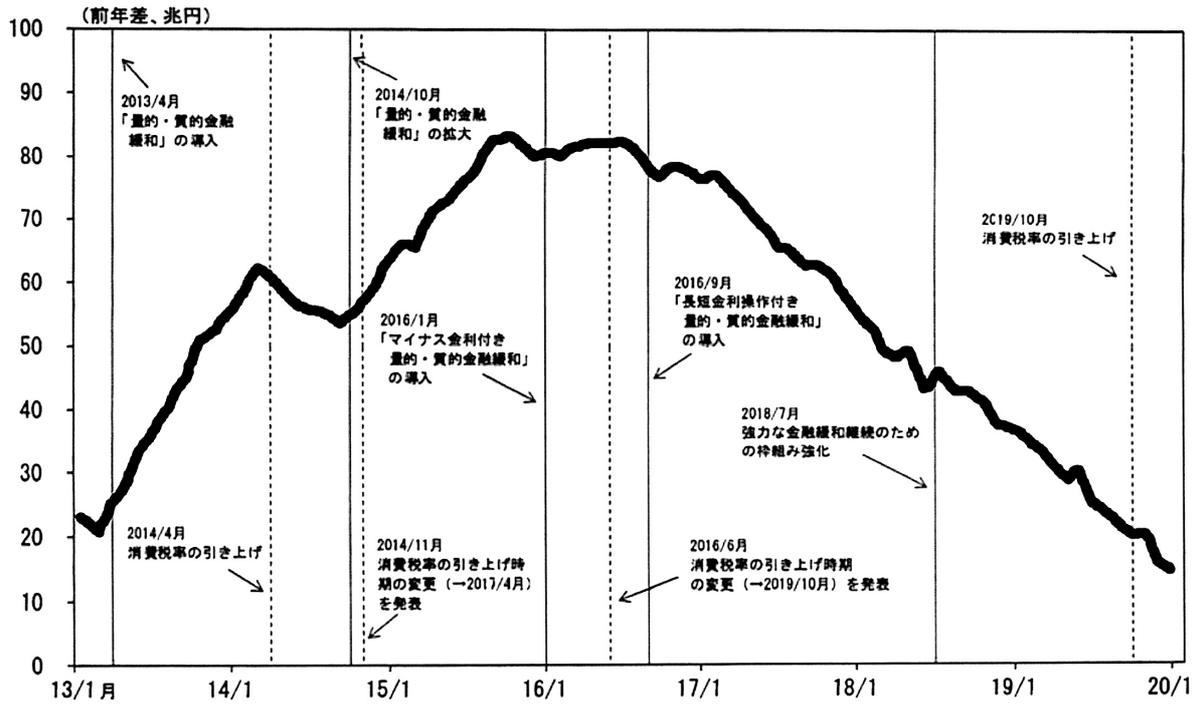
本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十三分散会

(参照)

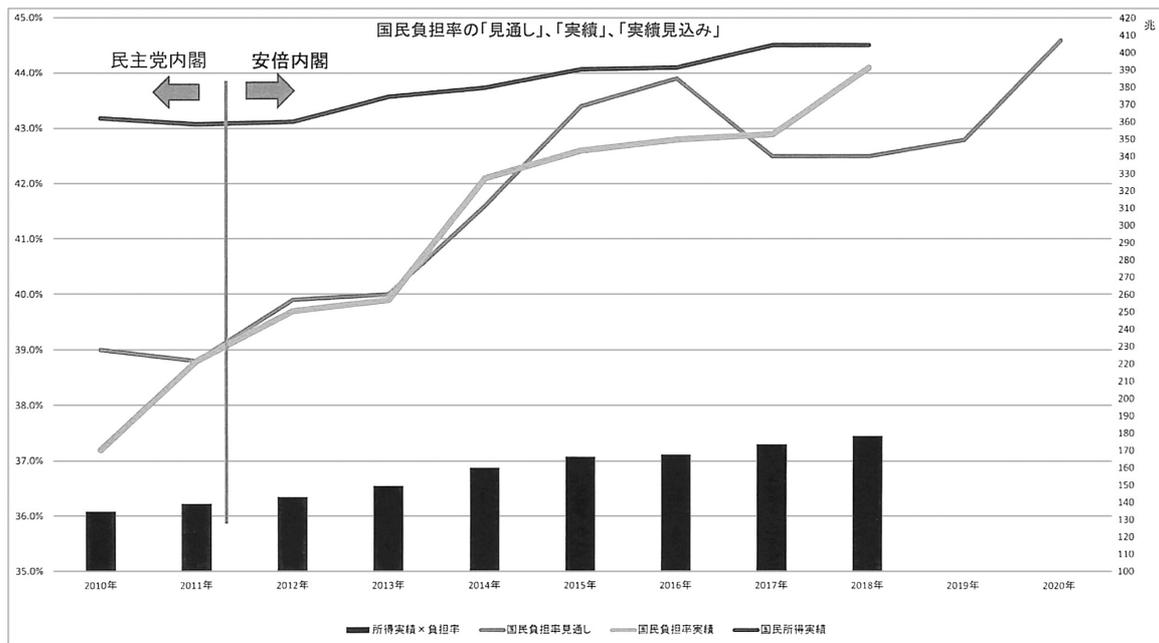
(渡辺喜美委員資料)

保有長期国債

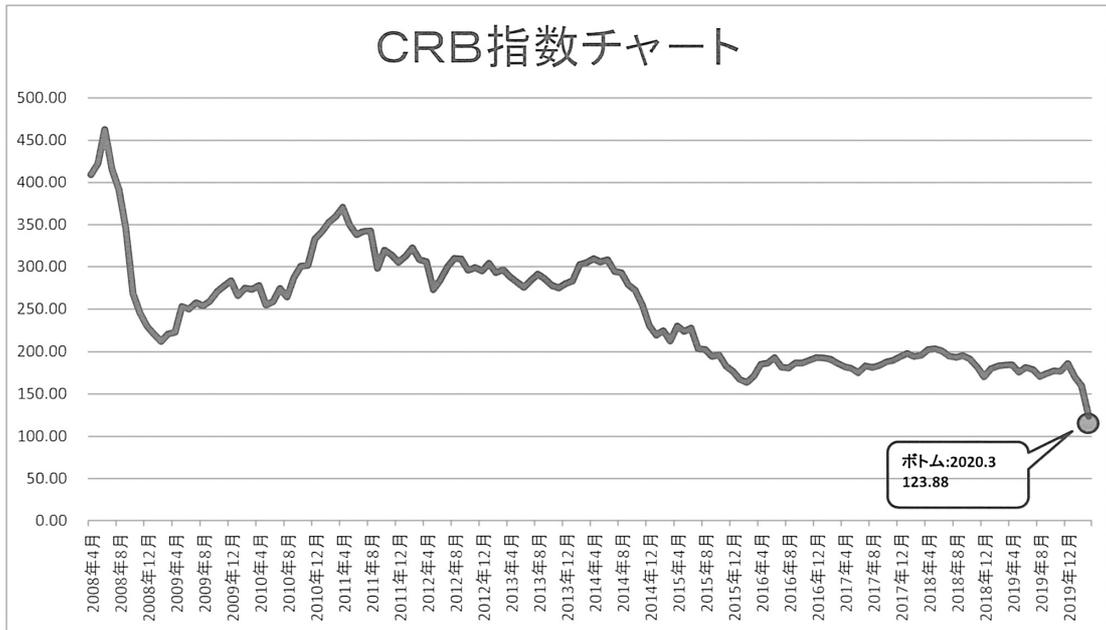


(出所)「マネタリーベースと日本銀行の取引」から渡辺喜美事務所作成

令和2年3月24日 参議院財政金融委員会 みんなの党 渡辺喜美



財務省データにより渡辺喜美事務所作成
令和2年3月24日
参議院 財政金融委員会
みんなの党 渡辺喜美



※ 頻度:月平均(ボトム値のみ直近週)

出典:Thomson Reuters/CoreCommodity CRB Excess Return

令和2年3月24日 渡辺 喜美事務所作成

参議院財政金融委員会 みんなの党 渡辺 喜美

三月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。
一、関稅定率法等の一部を改正する法律案

(関稅定率法の一部改正)

第一条 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

関稅定率法等の一部を改正する法律案
関稅定率法等の一部を改正する法律

別表第二九〇六・一九号中 二 その他のもの

四

六%を 二一・四 シクロヘキサジメタノール

無税に改める。

別表第二九三三・三九号中 二 その他のもの

四

六%を 二一・一・三・五 テトラメチルペリジーン

無税に改める。

三 その他のもの

四・六%に改める。

別表第三六〇三・〇〇号中「電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造の点火具のうち、電極を含めた長さが一・四センチメートル以上二・六センチメートル以下のもの、点火部の直径が〇・七センチメートル以上一・二センチメートル以下のもの(点火部が複数あるものを含む)」を「イグナイター(政令で定める自動車の部分品の製造に使用するものに限る)」に改める。

別表第三八・一七項を次のように改める。

三八・一七

混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン(第二

七・〇七項又は第二九・〇二項のものを除く。)

一 混合アルキルベンゼン

無税

二 混合アルキルナフタレン

三・九% 無税

別表第五八〇四・二二号中 二 その他のもの

一一

二 その他のもの

(一) 合成繊維製のもの

A リパーレス

B その他のもの

(二) その他のもの

無税に改める。

(関稅法の一部改正)

第二条 関稅法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の九第二項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、「含む。」の下に「及び法人税法第六十四条の九第三項第三号口(通算承認)」

を、「取消し」との下に、「所得税法第四百四十五条第一号及び法人税法第六十四条の九第三項第三号口」とあるのは「同号」とを加える。

第十四条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項、第二項又は前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中

「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第一号に掲げる事由が生じた場合において、第二号に掲げる事由に基づいてする関税についての更正、決定又は賦課決定は、前各項の規定にかかわらず、同号の特恵受益国等の権限ある当局等に対し同号の要請に係る書面が発せられた日から三年を経過する日まで、することができる。

一 税関職員が、貨物の輸入者に第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して税関職員が指定する日までにその提示又は提出がなかつたこと（当該輸入者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）。

二 税関職員が関税暫定措置法第八条の四（特恵受益国等原産品であることの確認）又は経済連携協定（同法第七条の三第一項ただし書）輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に規定する経済連携協定をいう。その他の国際約束（以下この号において「経済連携協定等」という。）の規定に基づき特恵受益国等（同法第八条の二第一項（特恵関税等）に規定する特恵受益国等をいう。以下この号において同じ。）若しくは経済連携協定等の締約国の権限ある当局（特恵受益国等又は経済連携協定等の締約国から輸出される貨物が特恵受益国等原産品（同法第八条の四第一項に規定する特恵受益国等原産品をいう。）又は締約国原産品（同法第十二条の四第一項（経済連携協定

）に基づく締約国原産品であることの確認）に規定する締約国原産品をいう。）であることを証明する書類の発給又は当該書類の作成をすることができる者の認定に關して権限を有する機関をいう。）、経済連携協定等の締約国の税関当局（この法律、関稅定率法その他の関税に關する法律（第百八条の二及び第百八条の三において「関稅法令」という。）に相當する締約国の法令を執行する当局をいう。）又は輸入申告がされた貨物の輸出者若しくは生産者（以下この号において「特恵受益国等の権限ある当局等」という。）に対し、当該貨物に關する情報の提供の要請をした場合（当該要請が前各項の規定により関税についての更正、決定又は賦課決定をすることができないこととなる日の六月前の日以後にされた場合を除くものとし、当該要請をした旨の前号の輸入者への通知が当該要請をした日から三月以内にされた場合に限る。）において、当該貨物の関稅額の確定に關し、特恵受益国等の権限ある当局等から提供があつた情報に照らし非違があると認められること。

第十四条第二項の次に次の一項を加える。
3 第一項の規定により賦課決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた期限後特例申告書の提出又は第十二条の三第一項第二号（無申告加算税）の修正申告に伴つて行われることとなる無申告加算税（同条第五項の規定の適用があるものに限る。）についてする賦課決定は、第一項の規定にかかわらず、期限後特例申告書の提出又は同号の修正申告があつた日から三月を経過する日まで、することができる。

第十四条の二第二項中「又は第四項」を「の規定による更正若しくは賦課決定、同条第三項の規定による賦課決定、同条第五項の規定による

更正、決定若しくは賦課決定又は同条第六項に、「更正又はを」更正若しくははに、「当該」を「同条第二項に規定する更正、同条第三項に規定する賦課決定、同条第五項に規定する更正、決定若しくは賦課決定又は同条第六項に規定する」に改め、同条第二項中「第十四条第五項」を「第十四条第七項」に、「又は第四項の規定による更正又はを」の規定による更正若しくはは賦課決定、同条第三項の規定による賦課決定、同条

第五項の規定による更正、決定若しくはは賦課決定又は同条第六項の規定による更正若しくははに、「当該更正を」同条第二項に規定する更正、同条第三項に規定する賦課決定、同条第五項に規定する更正、決定若しくはは賦課決定又は同条第六項に規定する更正に改める。
第六十七条の八第二項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、同項の表第十一條第三項第一号の項を次のように改める。

第十一條第三項第一号	所得稅法第百四十五條第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第百六十六條（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）及び法人稅法第六十四條の九第三項第三号口（通算承認）	関稅法第六十七條の十一第一号（承認の取消し）
第五條各項	若しくは第十條電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存	政令で定めるところ 若しくは第五條各項 に規定する財務省令で定めるところ

第一百五條の二中「及び第五項」を削り、同條の表第七十四條の十一第一項の項中「第三十六條第一項」の下に「（第二号に係る部分に限る。）」を加え、「同項第二号に係るものに限る。」を削り、同表第七十四條の十一第六項の項中「第七十四條の十一第六項」を「第七十四條の十一第五項」に改める。
第百八條の二第二項中「この法律、関稅定率法その他の関税に關する法律（以下この条及び次条において「関稅法令」という。）を「関稅法令」に改める。

附則第三項中「特例基準割合」を「延滞稅特例基準割合」に、「第九十三條第二項利子稅を」第九十四條第一項（延滞稅）に、「附則第五項」を「附則第六項」に改める。
附則第四項中「であつて特例基準割合適用年（租稅特別措置法第九十四條第一項（延滞稅）の特例）に規定する特例基準割合適用年をいう。）に含まれる期間（以下この項において「輕減対象期間」という。）がある場合には、当該輕減対象期間」を「を含む年の猶予特例基準割合租稅特別措置法第九十四條第二項に規定する猶予

特例基準割合をいう。)が年七・三パーセントに満たない場合には、当該期間に、「特例基準割合(二)を「猶予特例基準割合(一)に、「第九十三条第二項(利子税)を「第九十四条第二項(延滞税)に、「特例基準割合を」を「猶予特例基準割合を」に改める。

附則第五項中「特例基準割合が」を「還付加算金特例基準割合(租税特別措置法第九十五条還付加算金の割合の特例)に規定する還付加算金特例基準割合をいう。が」に、「特例基準割合と」を「還付加算金特例基準割合と」に改める。

附則第六項中「その」を「租税特別措置法第九十四条及び第九十五条に規定する加算した割合(延滞税特例基準割合を除く。)が年〇・一パーセント未満であるときは年〇・一パーセントとし、その」に改め、附則に次の一項を加える。

7 とん税法附則第六項に規定する外国貿易船の船長は、当分の間、政令で定めるところにより、当該外国貿易船の航路に関する事項で政令で定めるものを記載した書面を税関に提出するものとする。

(とん税法の一部改正)

第三条 とん税法(昭和三十三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項及び第七項を次のように改める。

6 外貿コンテナ貨物定期船(港湾法昭和二十五年法律第二百十八号)第四十三条の十二第一項第二号二(港湾運営会社の指定)に規定する外貿コンテナ貨物定期船をいう。次項において同じ。のうち、国際基幹航路(同号二に規定する国際基幹航路をいう。)で政令で定めるものに就航する外国貿易船が国際戦略港湾(同法第二条第二項(定義)に規定する国際戦略港湾をいい、同法附則第二十項において国際戦略港湾とみなされているものを含む。)で政令で定めるものに入港する場合における第三条第二号(課税標準及び税率)のとん税の税率は、当該外国貿易船が当該国際基幹航路に

就航している期間に限り、同号の規定にかかわらず、当分の間、純トン数一トンまでごとに二十四円とする。

7 国土交通大臣は、財務大臣に対し、外貿コンテナ貨物定期船の名称その他前項に規定する税率の適用に關して必要な情報で財務省令で定めるものを提供するものとする。

附則第八項及び第九項を削る。

(特別とん税法の一部改正)

第四条 特別とん税法(昭和三十三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

2 外貿コンテナ貨物定期船(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十三条の十二第一項第二号二(港湾運営会社の指定)に規定する外貿コンテナ貨物定期船をいう。次項において同じ。のうち、国際基幹航路(同号二に規定する国際基幹航路をいう。)で政令で定めるものに就航する外国貿易船が国際戦略港湾(同法第二条第二項(定義)に規定する国際戦略港湾をいい、同法附則第二十項において国際戦略港湾とみなされているものを含む。)で政令で定めるものに入港する場合における第三条第二号(課税標準及び税率)の特別とん税の税率は、当該外国貿易船が当該国際基幹航路に就航している期間に限り、同号の規定にかかわらず、当分の間、純トン数一トンまでごとに三十円とする。

3 国土交通大臣は、財務大臣に対し、外貿コンテナ貨物定期船の名称その他前項に規定する税率の適用に關して必要な情報で財務省令で定めるものを提供するものとする。

附則第四項から第六項までを削る。

(関税暫定措置法の一部改正)

第五条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項中「平成三十一年度まで」を「令和二年度まで」に改め、同項ただし書中「平成三十一年度」を「令和二年度」に、「第七条の六第四項第二号」を「第七条の六第二項第二号」に改め、同条第二項第五号中「第七条の六第四項第二号」を「第七条の六第二項第二号」に改め、同条第八項中「平成三十一年度」を「令和二年度」に改める。

第七条の四第一項中「平成三十一年度」を「令和二年度」に改める。

第七条の五を次のように改める。

第七条の五 削除

第七条の六の見出しを「豚肉等に係る特別緊急関税」に改め、同条第一項を次のように改める。

平成七年度から令和二年度までの各年度において、当該年度中の関税定率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)、同表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二二号の二及び第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の(一)及び第〇二〇六・四九号の二の(一)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二一〇・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号及び第〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第三項及び第五項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日(次項第一号及び第五項において「発動日」という。)から当該

年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。ただし、令和二年度においては、当該年度中の豚肉等の輸入数量から当該年度中の豚肉等であつて経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの(以下この項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。)に係る輸入数量と豚肉等であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(譲許適用物品を除く。)に係る輸入数量(政令で定める日間の期間に係るものに限る。)との合計数量を控除した輸入数量(第五項において「協定対象外輸入数量」という。)があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第三項において「協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。

第七条の六第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項第一号中「生きている豚及び」、「第二項に係る」及び「又は重複期間の開始の日(第一項第一号又は第二項に規定する場合に該当している場合において第二項に規定する場合に該当することとなつた場合の重複期間の開始の日に限る。)」を削り、同項第二号中「生きている豚及び」を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第二項に係る」を削り、「同条第四項」を「同項」に、「第七条の六第二項」を「第七条の六第一項」に、「生きている豚及び豚肉等の」を「豚肉等の」に改め、「である生きている豚及び豚肉等」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「若しくは第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 財務大臣は、平成七年度から令和二年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量(令和二年度においては、当該輸入数量及び協定対象外輸入数量)について翌月末までに、当該年度中

年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。ただし、令和二年度においては、当該年度中の豚肉等の輸入数量から当該年度中の豚肉等であつて経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの(以下この項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。)に係る輸入数量と豚肉等であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(譲許適用物品を除く。)に係る輸入数量(政令で定める日間の期間に係るものに限る。)との合計数量を控除した輸入数量(第五項において「協定対象外輸入数量」という。)があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第三項において「協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。

第七条の六第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項第一号中「生きている豚及び」、「第二項に係る」及び「又は重複期間の開始の日(第一項第一号又は第二項に規定する場合に該当している場合において第二項に規定する場合に該当することとなつた場合の重複期間の開始の日に限る。)」を削り、同項第二号中「生きている豚及び」を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第二項に係る」を削り、「同条第四項」を「同項」に、「第七条の六第二項」を「第七条の六第一項」に、「生きている豚及び豚肉等の」を「豚肉等の」に改め、「である生きている豚及び豚肉等」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「若しくは第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

項及び第三項において「新関税法」という。)第十
四条第三項及び第五項の規定は、この法律の施
行の日(次項において「施行日」という。)以後に
同条第七項に規定する法定納期限等が到来する
関税について適用する。

2 新関税法第十四条の二第一項及び第二項の規
定(同条第一項の規定を輸入品に対する内国消
費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第
三十七号。以下この項において「輸徴法」とい
う。)第二十条において準用する場合を含む。)
は、施行日以後に新関税法第十四条第七項に規
定する法定納期限等が到来する関税及び内国消
費税(輸徴法第二条第一号に規定する内国消費
税をいう。以下この項において同じ。)について
適用し、施行日前に第二条の規定による改正前
の関税法第十四条第五項に規定する法定納期限
等が到来する関税及び内国消費税については、
なお従前の例による。

3 新関税法附則第三項から第六項までの規定
は、これらの規定の適用がある場合における延
滞税及び還付加算金のうち前条第二号に定める
日以後の期間に対応するものについて適用し、
当該延滞税及び還付加算金のうち同日前の期間
に対応するものについては、なお従前の例によ
る。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律
の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め
る。

(環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環
太平洋パートナーシップに関する包括的及び先
進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関す
る法律の一部改正)

第五条 環太平洋パートナーシップ協定の締結及
び環太平洋パートナーシップに関する包括的及
び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に

関する法律(平成二十八年法律第百八号)の一部
を次のように改正する。
第四条の二中関税暫定措置法第七条の五の改
正規定を削る。